

令和5年11月 2日

北海道及び宮城県で死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

令和5年10月26日～10月27日、北海道及び宮城県において回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

野鳥における発生事例	検体回収日	検体回収場所	種名	亜型
3例目	令和5年10月26日	北海道釧路市	オオハクチョウ	高病原性 鳥インフルエンザ (H5亜型)
4例目	令和5年10月27日	宮城県大崎市	ハシブトガラス	

皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守徹底、特に下記の点について重点的に確認し、継続的な実行に努めてください。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除
- 8 農場周辺の消石灰散布等消毒の徹底

家きんに異状が認められた際は直ちに家畜保健衛生所へ連絡して下さい。

壱岐家畜保健衛生所 担当：中島・久住呂

TEL：0920-45-3031